

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険監督を巡る動向(2) —BaFin の 2018 年 Annual Report より (統合監督)—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

前回のレポートでは、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) の 2018 年の Annual Report の「スポットライト (Spotlights)」の章に記載されている項目の中から、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「2. 欧州レベルでの改革」、「4. ソルベンシー II の 3 年間 (Three years of Solvency II)」、「5. デジタル化 (Digitalisation)」の 4 つの項目について、主として生命保険に関係する内容を中心に、抜粋して報告した。

今回のレポートでは、Annual Report の「統合監督 (Integrated supervision)」の章に記載されている項目の中から、生命保険監督が関係してくる項目をいくつか抜粋して報告する。

2—統合監督

ここでは、BaFin が「統合監督 (Integrated supervision)」の章に掲げている項目のうち、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「6. デジタル化 (Digitalisation)」、「8. 国際監督 (International supervision)」、「9. リスクモデリング (Risk modelling)」、「10. 持続可能性 (Sustainability)」及び「11. 財務会計及び報告 (Financial accounting and Reporting)」の 6 つの項目における生命保険監督が関係してくる記述内容について報告する。

なお、「統合監督 (Integrated supervision)」について、BaFin の Felix Hufeld 長官は、昨年 2017 年の Annual Report の冒頭の意見表明において、「BaFin は、多くの方法で統合されている。BaFin は、金融市場の全てのセクターの監督を統一し、マイクロプルーデンスとマクロプルーデンスの監督を結び付け、(集団的消費者保護を含む) 行動規範の遵守を監督し、既に述べたようにまた、国家破綻処理機関でもある。例えば、管理リソースと IT リソースを統合し、コンピテンスセンターを共有した結果、明確なコスト削減のほかにも、この統合によって他の重要な利点をもたらされる。」と述べていた。より具体的には、例えば、セクター横断的監督については、「統合された監督当局は、リスクと相互依存性を認識し、セクター別監督当局よりも迅速に各セクターの影響を評価することができる。

セクターが単一の機関で結合されると、情報を直接共有し、行動の過程に同意し、迅速に行動することができる。」、さらには「セクター横断的監督は、法律や規制の統一的解釈を確立し、裁量的スコープを同等の方法で適用できるという利点も有する。」と述べていた。

1 | 英国の EU 離脱 (Brexit)

Brexit については、[前回のレポート](#)で報告したように「スポットライト (Spotlights)」の章の中でも触れられていたが、「統合監督」の章の中では、主としてノーディール Brexit への対応及び内部モデルについて記述されている。なお、ここでの記述は、金融機関全体を対象にしたものであるが、実際には主として銀行等を念頭に置いたものとなっている。

このうち、ノーディール Brexit への対応については、既にほぼ[前回のレポート](#)で報告しているので、ここでの概略の説明は割愛する。

内部モデルについては、BaFin は、ドイツ連邦銀行とともに、欧州中央銀行 (ECB) が定めたフレームワークに従って、この目的のために以下の 2 段階の承認プロセスを提供している、と述べている。

- ・ステージ 1: 欧州の要件に基づいて (英国の) 健全性規制機構 (PRA) によって承認された内部モデルの一時的な許容
- ・ステージ 2: 引き続き詳細なオンサイト検査に基づく定期的なモデル承認

なお、2018 年に、国際業務を行う 9 つの機関が、市場、カウンターパーティ及び信用リスクのために内部モデルを使用する許可を申請し、BaFin は、申請が関連する殆どのモデルに暫定的な容認を認めた。また、2 つの金融機関のカウンターパーティリスクモデルの調査を開始したが、このプロセスは 2019 年にも継続される、と述べている。

1. 英国の EU 離脱 (Brexit)

2019 年 3 月 31 日までに、英国 (UK) が欧州連合 (EU) から離脱する日付や条件についてはまだ明確ではなかった。英国は当初、2019 年 3 月 29 日から 30 日の夜に EU を離脱する予定だった。2019 年 3 月 29 日、英国下院は、テレサ・メイ首相が EU と交渉した合意を再び拒否した。英国が直面している代替案は、2019 年 4 月 12 日にノーディールで EU から離脱するか、5 月末の欧州の選挙に参加することを国に要求する Brexit の長い遅延だった。

ぎりぎりまで不確実性が続いているため、政策立案者と監督当局にとってかなりの課題が生じており、ノーディールのシナリオに対しても準備が必要だった。英国による EU からの無秩序な離脱は、重大なリスクを引き起こす可能性がある。金融セクターでは、これは、過去に BaFin に銀行業又は保険業の国境を越えた行為、又は欧州のパスポート規則に基づく金融サービスの提供を通知した英国の会社が市場アクセスの権利を失うことを意味する可能性がある。

ただし、欧州のパスポートの権利に基づいて Brexit 以前に締結された国境を越えた取り決めの多くは、その義務と効果が場合によっては離脱日をはるかに超えて続くものである。例えば、デリバティブの場合、これは非常に大量の取引を伴う多数の契約に適用される。さらに、特に長期契約には、Brexit に関する特別な規定は含まれていない。

会社、監督当局、政策立案者にとって非常に重要な問題は、Brexit が英国と EU の残りの 27 加盟

国との取引における将来の相互市場アクセスにどのような影響を与えるのかである。英国の総輸出の半分を若干下回る程度が EU に向けられており、英国最大の輸出市場となっている。輸入を見ると同様の写真が表示される。金融セクターの状況はさらに複雑である。ロンドンが EU への資本の流れの中心的なハブであるだけでなく、例えば全てのユーロ建て金利スワップの約 90%を決済するために使用される重要な決済機関でもある。

BaFin は、2018 年も関心のある企業との活発な対話を続け、昨年と同様に Brexit ワークショップを再び開催した。BaFin は、これまでに 200 社以上の会社と、彼らに明快さ、支援、そして何よりも、彼らが新しい政治的条件下で金融サービスを提供し続けることを可能にする信頼できる枠組みを与えるために、順番に議論を重ねてきた。このプロセスでは、もちろん、全ての会社が同じ基準に従って監視及び規制されるという保証が必要である。

英国に拠点を置く多数の銀行と金融サービス機関は、Brexit が欧州経済圏 (EEA) の加盟国でビジネスを行うことを許可する欧州のパスポートの権利を失うことになるため、オフィスドイツ及びその他の国に移転する予定である。BaFin と連邦政府は、これらの機関にドイツでのプロジェクトのガイダンスを提供し、法的確実性を提供すると同時に、ドイツの金融市場の安定性を確保することを目指している。これに関連して、欧州レベルでのソリューションは望ましいだけでなく、クリアリングなどの一部のサブセットの緊急の必要性もある。ソリューションが実施されていない場合、英国で清算サービスを提供し続ける銀行は、資本要件が大幅に増加するリスクがある。さらに、デリバティブのポジションを再割り当てする必要がある。つまり、修正し、場合によっては再構成する。これを防ぐために、12 月に欧州委員会は、ノーディールのシナリオの場合に、英国の一時的な EMIR¹の同等性を決定する実施決定を採択した。具体的には、これは、英国の規制が EU の規制と同等と見なされ、1 年という限られた期間、以前と同様に、欧州証券市場局 (ESMA) の承認を得て、中央カウンターパーティ (CCP) が EU での活動を継続できることを意味している。

Brexit に関連するドイツの税法 (Brexit-Steuerbegleitgesetz) により、BaFin は法的確実性を持って即効性のあるツールを利用できる。これは、BaFin が移行期間中に英国企業に支店の欧州パスポートルールの使用を継続又はドイツにおける国境を越えたサービスの提供を認めることを承認するためである。

内部モデル

多くの企業は、ドイツでも自社の資本要件を決定するために社内モデルを使用することについて BaFin に許可を求めた。BaFin は、ドイツ連邦銀行とともに、欧州中央銀行 (ECB) が定めたフレームワークに従って、この目的のために 2 段階の承認プロセスを提供している。

- ・ステージ 1 : 欧州の要件に基づいて健全性規制機構 (PRA) によって承認された内部モデルの一時的な許容
- ・ステージ 2 : 引き続き詳細なオンサイト検査に基づく定期的なモデル承認

2018 年に、国際業務を行う 9 つの機関が、市場、カウンターパーティ及び信用リスクのために内

¹ EMIR(European Market Infrastructure Regulation : 欧州市場インフラ規則) は、EU における、店頭 (OTC) デリバティブ、中央清算機関 (CCP) 及び取引情報集約機関 (TR) に関する規則である。

部モデルを使用する許可を申請した。BaFin は、申請が関連する殆どのモデルに暫定的な容認を認めた。また、2つの金融機関のカウンターパーティリスクモデルの調査を開始した。このプロセスは2019年にも継続されている。レビューは、定期的なモデル承認に関する決定の基礎となる。

2 | デジタル化(Digitalisation)

デジタル化については、[前回のレポート](#)で報告したように、冒頭の「Felix Hufeld 長官による意見表明」や「スポットライト(Spotlights)」の中で詳しく触れられていた。

ここでは、[前回のレポート](#)で取り上げていなかった「フィンテック企業」と「暗号トークン」についての記述を報告する。

2-1. フィンテック(Fintech)

「フィンテック」については、金融安定理事会(FSB)が、「新しいビジネスモデル、アプリケーション、プロセス又は商品をもたらす、金融市場や金融機関及び金融サービスの提供方法に影響を与える可能性のある、金融サービスのテクノロジー対応イノベーション」と定義しており、これが標準として広く確立されているが、「フィンテック」という用語の法的定義はまだない、と述べている。

BaFin は、ウェブサイトで、典型的なフィンテックのビジネスモデルとトピック及び連絡先フォームについて、特に新興企業やフィンテック企業向けにカスタマイズされた情報を提供している。

さらに、BaFin は、その「BaFin-Tech」イベント形式を使用して、革新的な金融技術に関する意見や情報を、金融業界における新しい及び確立された会社や協会や科学界と交換している。2018年に注目され、今後も引き続き焦点となることが期待される革新的な金融テクノロジーは、BD AI(ビッグデータ&AI)と分散型台帳テクノロジー/ブロックチェーンの問題である、としている。

2-2. 暗号トークン(Crypto tokens)

BaFin は、暗号トークンの分野での進展を密接に追跡しており、法的な義務と比例性及び技術中立性の原則に従って行動している、としている。

2018年初頭の好況期に続いて、世界中のビットコインなどの暗号トークンの時価総額において、冷却が経験され、2018年1月に史上最高を記録した後、世界中の全ての暗号トークンの時価総額は急激に減少した。

2017年のICO(initial coin offering)のリスクに関する消費者への警告に続いて、BaFin は2018年2月20日にICOの基礎となる暗号トークンと暗号通貨の金融商品としての監督上の分類を扱うアドバイザーレターを発行した。2018年に、市場参加者は特定の監督上の問題を明確にするために BaFin に連絡するオプションを幅広く使用した。

BaFin は、また ESMA、EBA、ECB、ISO(国際標準化機構)などにおいて、暗号トークンに関する欧州及び国際的な作業にも貢献した、と述べている。

6. デジタル化

6.1 ビッグデータと人工知能に関する BaFin レポート

2018年6月、BaFin は、「ビッグデータと人工知能の出会い—金融サービスの監督と規制の課題と

意味合い」というタイトルのレポートを公開した。これは、Partnerschaft Deutschland、the Boston Consulting Group (BCG)及び the Fraunhofer Institute for Intelligent Analysis Information Systems (IAIS)からの専門家との協働によって準備された。

この研究の目的は、BaFin に包括的な図を提供し、早期に戦略的傾向、市場動向、新たに発生するリスクを特定し、適切な対応を策定することだった。このレポートは、多くの規制及び監督の観点から、技術主導の市場進展の影響を調査している。

協議

このレポートは、ビッグデータと人工知能 (BDAI) に関する問題のグループに関する集中的な対話の基礎を形成した。2018年7月、BaFin は、レポートと提起する主要な質問に関する協議を開始した。BaFin の Felix Hufeld 長官による要約と初期評価は、BaFin Perspectives 出版シリーズの1/2019号にある。

6.2 フィンテック企業

金融安定理事会 (FSB) による「フィンテック (fintech)」の定義は、標準として広く確立されている。FSB は、フィンテックを、新しいビジネスモデル、アプリケーション、プロセス又は商品をもたらす、金融市場や金融機関及び金融サービスの提供方法に影響を与える可能性のある、金融サービスのテクノロジー対応イノベーションと定義している。

この定義と並んで、この用語は、サービスを作成する際、及び／又は顧客とのインターフェースでテクノロジーを活用したイノベーションを使用する金融サービス部門の殆どの若い会社にも使用される。しかし、金融サービス部門で確立された会社でさえ、サービスを作成するためと顧客とのインターフェースの両方で、テクノロジーを活用した革新を利用している。

法的定義はまだない

ただし、「フィンテック」という用語の法的定義はまだない。BaFin の技術の中立性により、いずれにしても、その監督下の会社が革新的な金融技術を使用するかどうか、及びどの技術を使用するかは当局にとって重要ではない。

BaFin は、ウェブサイト上で、典型的なフィンテックのビジネスモデルとトピック及び連絡先フォームについて、特に新興企業やフィンテック企業向けにカスタマイズされた情報を提供している。2018年には、問い合わせフォームは、合計約 150 件の質問を提出するために使用された。

さらに、BaFin は、その「BaFin-Tech」イベント形式を使用して、革新的な金融技術に関する意見や情報を、金融業界における新しい及び確立された会社や協会や科学界と交換している。次の BaFin-Tech は、ボンで 2019年9月11日に開催される。

2018年に注目され、今後も引き続き焦点となることが期待される革新的な金融テクノロジーは、BDAI と分散型台帳テクノロジー／ブロックチェーンの問題である。

6.3 クラウドプロバイダーへのアウトソーシングに関するガイダンス通知

クラウドプロバイダーへの活動のアウトソーシングは、ここ数か月、ドイツだけでなく欧州全体の金融セクターでますます注目を集めている。これが、EBA と欧州保険年金監督局 (EIOPA) の間及び単一監督機構 (SSM) 内だけでなく、2国の国家管轄当局間でも、クラウドプロバイダーへのアウ

トソーシングの対処方法に関する定期的なやり取りが行われている理由である。これらの交換の重要な成果は、2017年12月のEBAによる「クラウドサービスプロバイダーへのアウトソーシングに関する推奨事項」の出版である。EBAは、これらの推奨事項に基づいて「アウトソーシングに関するガイドライン」の作成を任されている。それらは現在作業中で、公開は2019年半ばに予定されている。

近年、多くの会社がクラウドプロバイダーに活動をアウトソーシングしている、又は将来そうすることを計画している。これには、監督法の下でこの種のアウトソーシングが許可される条件に関するチェックも含まれる。BaFin とドイツ連邦銀行は、2018年に監督下の会社とクラウドプロバイダーの両方とこの問題について議論した。これに関連する重要な側面は、(標準の) 契約及び補足契約が監督法の下で関連する要件を満たし、管理するためにどのように表現する必要があるかを決定することだった。これには、監督下の企業及びBaFinに付与された情報及び検査の権利が含まれる。

クラウドプロバイダーへのアウトソーシングに関するガイダンス

議論の結果を透明にするために、BaFinは2018年11月8日に「クラウドプロバイダーへのアウトソーシングに関するガイダンス」というガイダンス通知を発行した。このガイダンスは、信用機関、金融サービス機関、保険会社、年金基金、投資会社、資産運用会社、支払い機関、電子マネー機関を対象としている。

ガイダンス通知は、これらのアウトソーシングのケースにおけるBaFinの現在の監督慣行を説明している。また、BaFinが契約条項の様々な種類の文言をどのように評価するかを明確に示している。さらに、クラウドサービスの使用時に発生する可能性のある問題と、その結果として発生する可能性のある監督上の要件について、監督下の会社の中で認識を高めたいと考えている。ただし、クラウドサービスに関するBaFinのガイダンス通知には新しい要件は含まれていないため、アウトソーシングに関する既存の要件は変更されない。これは、クラウドプロバイダーへのアウトソーシングも、データのアウトソース時にマネージャーの責任をクラウドサービスプロバイダーに移してはならないという一般的なルールに従うことを意味している。データを外部委託した監督下の会社は、適用される法的規定が実際に遵守されていることを保証する責任を負う。

6.4 銀行及び保険会社のITリスク

金融セクターにおける情報技術の重要性が高まるにつれて、事業の脆弱性も高まる。業界は非常に密接に相互接続されているため、1つの会社におけるITインフラストラクチャの障害は、他の市場参加者に広がり、極端な場合には金融の安定を脅かす可能性がある。BaFinは、金融セクターの会社と協力して効果的な防止対策に取り組むために、2018年にIT監督、支払取引及びサイバーセキュリティ総局(GIT)を設立するための重要なスキルをプールした。総局は4つの部門を有し、全てのセクターにわたって行動するが、とりわけ、デジタル化におけるサイバーセキュリティに関連する政策問題、支払機関及び電子マネー機関の運用監督、IT監督及び検査体制に関連する政策問題、ならびに保険会社における特定のIT検査に焦点を当てている。

IT監督の3段階計画

BaFinは、IT監督業務のための3段階のプログラムを開発した。ステージ1には、様々な監督領域の会社に対して同等のIT要件が策定される一連のフレームワークが含まれる。これには、2017年

11月に発行された金融機関のITの監督要件（BAIT）に加えて、2018年7月に発行された保険会社のITの監督要件（VAIT）も含まれる。これらの文書は、保険会社がITセキュリティに関して行うことをBaFinが期待していることを詳しく述べている。VAITでの要件は、BAITでの要件と同様である。BaFinは、ITセキュリティはVAITとBAITの両方で経営上の問題であることを明確に述べている。したがって、とりわけ、これらの通達は、ITサービスがスピンオフ又は調達されたときに発生する可能性のあるリスクを含む、経営委員会のメンバー間のITリスクの認識を高めることも目的としている。クラウドプロバイダーへの活動をアウトソーシング又はスピンオフする際の不確実性を最小限に抑えるため、BaFinは2018年11月にクラウドプロバイダーへのアウトソーシングに関する追加のガイダンスを公開し、BAIT及びVAITを補完した。

資産管理会社のITに関する監督要件（KAIT）は、2019年中に協議のために公開される予定である。

ステージ2は、サイバー攻撃に対する銀行の耐性力と、ビジネス継続性を維持する銀行の能力をさらに強化することを目的としている。このため、BaFinは既存のセーフガードの有効性に焦点を移している。したがって、2018年末以降、BaFinとドイツ連邦銀行は、レッドチームテスト、つまりドイツの金融セクター向けのサイバーストレステストの潜在的な実装に関する銀行監督の分野で協力してきた。

ステージ3には危機管理の改善が含まれる。機関とBaFinの両方は、常にサイバー攻撃又はITセキュリティインシデントに備えなければならない。したがって、BaFinは、緊急テストを含む緊急管理に関するモジュールを追加することにより、BAITを拡張することを計画している。サイバードリルも対象になる。危機的な状況で、国内及び国際的に協力して行動する全ての関係者が関与している。

6.5 暗号トークン（Crypto tokens）

BaFinは、暗号トークンの分野での進展を密接に追跡しており、法的な義務と比例性及び技術中立性の原則に従って行動している。これは、暗号トークンにもイノベーションが妨げられるべきではないが、平等な競争条件の維持を含む金融市場の完全性と集団消費者保護が保証されなければならないという一般的なルールが適用されるためである。

冷却が観察された

2018年初頭の好況期に続いて、世界中のビットコインなどの暗号トークンの時価総額において、冷却が経験された。2018年1月に史上最高を記録した後、世界中の全ての暗号トークンの時価総額は急激に減少した。同様に、公的に入手可能な情報源は、2018年に前年よりも世界中にICOが増えたことを示している。

2017年のICOのリスクに関する消費者への警告に続いて、BaFinは2018年2月20日にICOの基礎となる暗号トークンと暗号通貨の金融商品としての監督上の分類を扱うアドバイザリーレターを発行した。2018年に、市場参加者は特定の監督上の問題を明確にするためにBaFinに連絡するオプションを幅広く利用した。

BaFinは、ESMA、EBA、ECB、ISO（国際標準化機構）などにおいて、暗号トークンに関する欧州及び国際的な作業にも貢献した。

3 | 国際監督(International supervision)

国際監督についての記述は、「8.1. ESAレビュー」、「8.2 二国間及び多国間協力」及び「8.3 モンテネグロツインプロジェクト」から構成されている。

このうち、ここでは「8.1. ESA レビュー」の記述内容を下記に掲載する。また、この概要については、[前回レポート](#)の「2-2 | 欧州レベルでの改革」で概ね報告しているので、ここでは説明しない。

8.1 ESA レビュー

2017年9月、欧州委員会はESAsを管理する規則の改正案を発表した。この草案は、EUの既存の監督アーキテクチャの広範囲にわたる集中化を提案し、根本的な再編成をもたらした。これは、ESAsの内部統制と資金調達を変更すること、及び新しい権限を作成することによって達成されるものだった。これには、現在、国家責任である、例えば、アウトソーシングに関連して、国家の監督戦略又は国家の監督プロセスに介入するオプション権限のような直接監督権限のESMAへの譲渡が含まれる。

BaFinは最初から欧州委員会の計画に批判的な見方をした。これは、欧州の金融監督制度（情報ボックスを参照）が2010年に特に国家及び欧州の監督当局のネットワークとして設立されたためである。もちろん、BaFinは、EUでの監督上のコンバージェンスと共有された監督文化を作成することに関して、ESAsの役割を強く支持しているが、BaFinのFelix Hufeld長官は、2018年5月3日のBaFinの年次記者会議において、「なぜ本質的に機能しているものを修正するのか？」と疑問を投げかけた。ESAsを強化したい人は、何よりも既に持っている力をより有効に活用できるようにすべきだと彼は続けた。

ESA レビューの拡大

2018年9月、欧州委員会はESAsを管理する規則の改正案に追加を加えた。意図は、マネーロンダリングとの戦いでEBAを強化することである。一連のスキャンダルに続いて、欧州委員会の考えは、ESAsの金融市場全体にESAsのマネーロンダリング防止機能を拡大し、バンドルすることである。

欧州委員会は、例えば、EBAが全国レベルでの調査を主張できるようにしたいと考えている。さらに、マネーロンダリングへの取り組みにおける各国の管轄当局の努力が見直され、結果が公表される。

欧州委員会の提案に関する欧州連合理事会と欧州議会の個別の審議は2018年12月まで続いた。当初、ESAレビューのマネーロンダリングの部分についてのみ、評議会と合意に達した。欧州議会が改革テキストに合意した後、2019年2月中旬に三部作が始まり、理事会で採択された今後の交渉に対する「一般的なアプローチ」が続いた。特にいくつかの重要な問題については、立場は遠く離れていた。そのため、2019年3月21日に三部作に対する政治的結論が出たときは、さらに驚くべきことだった。理事会の提案の多くが採用された。これは、BaFinが批判的だった欧州委員会が提案した多くのアイデアがもはや議題に含まれていないことを意味している。

定義

欧州の金融監督制度

2011年の開始により、欧州銀行監督局（EBA）、欧州保険年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）という3つの欧州監督当局（ESAs）が設立された。欧州システムリスク委員会（ESRB）

は、2010 年末に、ほんの少し前に活動を開始した。ESAs と ESRB は、一緒になって、監督慣行を調和させることを目的とする欧州金融監督制度 (ESFS) を形成する。欧州で、マクロプルーデンス分析とマイクロプルーデンス監督の統合を改善する。

4 | リスクモデリング (Risk modelling)

リスクモデリングにおいては、「9.1.内部モデルの対象を絞ったレビュー」と「9.2. 内部モデルに関する EIOPA 比較研究」について述べている。

4-1. 内部モデルの対象を絞ったレビュー

欧州では、単一監督メカニズム (SSM) の一環として、「内部モデルの対象を絞ったレビュー (TRIM)」というタイトルのプロジェクトが 2015 年に開始された。このプロジェクトでは、国家管轄当局と ECB のモデル専門家が、SSM の同様のエクスポージャーには、同じ資本要件が適用されることを確実にするために取り組んでいる。TRIM のもう 1 つの目的は、SSM モデルの監督を標準化及び強化することである。その意図は、金融危機によって揺るがされた内部モデルアプローチの使用に対する信頼を回復することである。

TRIM プロジェクトに基づくモデルレビューは、モデルタイプ毎に段階的に実施されている。合計 200 件のレビューが計画されているが、2018 年末までに、60%以上が完了した、としている。

4-2. 内部モデルに関する EIOPA 比較研究

EIOPA は、各国の管轄当局とともに、内部モデルの監督の一貫性と収束性を高めるために比較研究を組織している。

(1)市場と信用リスクの比較研究

2018 年の内部モデルに関する 2 番目の比較研究は、投資の市場と信用リスクを対象とし、主に欧州 8 カ国の保険グループからなる合計 19 の会社が 2017 年 12 月 31 日時点で調査に参加し、これにより監督当局によって承認された関連モデルのほぼ完全なカバー率を達成した、としている。

EIOPA は、2019 年 3 月 18 日に、研究の実施方法の概要とその結果を発表している。

(2)損害保険引受リスク比較研究

2018 年に実施された別の比較研究では、損害保険の引受リスクカテゴリのモデル結果を分析し、参加者は、14 カ国からの 35 の保険会社で構成された。

調査の範囲では、カタストロフィリスクを除外し、4 つのセグメント (①自動車第三者賠償責任、②その他の自動車 (ドイツではこれは通常、衝突損害保険)、③火災及びその他の財産損害、④一般的な第三者賠償責任) の分析に焦点を当てた。

プロジェクトグループは、2019 年半ばまでに調査を完了する。参加者のグループを拡大した将来版も、既に進行中である。

9 リスクモデリング

9.1 内部モデルの対象を絞ったレビュー

欧州の単一監督メカニズム (SSM) の一環として、「内部モデルの対象を絞ったレビュー (TRIM)」というタイトルのプロジェクトが 2015 年に開始された。このプロジェクトでは、国家管轄当局と ECB

のモデル専門家が、SSM の同様のエクスポージャーには、同じ資本要件が適用されることを確実にするために取り組んでいる。TRIM のもう 1 つの目的は、SSM モデルの監督を標準化及び強化することである。その意図は、金融危機によって揺るがされた内部モデルアプローチの使用に対する信頼を回復することである。

重要な結果

TRIM は、2018 年に全ての分野で重要な成果を達成した。例えば、標準化された監督上の期待がモデルを使用して銀行に策定され、監督当局の監査人によって採用されるモデルレビューのアプローチが調和された。

プロジェクト中に開発された監督者の期待は、銀行との協議プロセスの一環として「内部モデルへの ECB ガイド」のドラフトで公開されている。一般的なモデルトピックの章に関する協議が完了した。この章の改訂版は、SSM の監査役会と理事会によって既に採用され、公開されている。

TRIM プロジェクトの一環としてのレビュー

TRIM プロジェクトに基づくモデルレビューは、モデルタイプ毎に段階的に実施される。このプロセスは 2017 年と 2018 年に開始され、住宅ローンや消費者ローンなどのデフォルト率の高いポートフォリオにおける市場及びカウンターパーティリスクと信用リスクのモデルが導入された。これに続いて 2018 年に、銀行への融資など、デフォルト率の低いポートフォリオの信用リスクのモデルレビューが行われた。これらのレビューは 2019 年も継続される。TRIM プロジェクトの一環として、合計 200 件のレビューが計画されている。2018 年末までに、60%以上が完了した。

プロジェクトの作業は 2019 年も継続される。さらに、国家管轄当局のモデル専門家と TRIM プロジェクトで設立された ECB との間の協力を継続及び強化するための条件が作成される。

9.2 内部モデルに関する EIOPA 比較研究

EIOPA は各国の管轄当局とともに、内部モデルの監督の一貫性と収束性を高めるために比較研究を組織している。

市場と信用リスクの比較研究

2018 年の内部モデルに関する 2 番目の比較研究（市場と信用リスクの比較研究—MCRCS）は、投資の市場と信用リスクを対象としている。主に欧州 8 カ国の保険グループからなる合計 19 の会社が 2017 年 12 月 31 日時点で調査に参加し、これにより監督当局によって承認された関連モデルのほぼ完全なカバー率を達成した。この研究では、ドイツで承認された全ての関連モデルが代表された。

これらの研究は、ポートフォリオに適切に組み合わされた合成金融商品を使用して、モデルキャリブレーションの体系的な分析を行うことを主な目的として、定期的実施される。単純化した形式では、これらは欧州の保険市場全体及び個々の国内市場の投資の構造を表している。この調査は、特定の投資と特定のビジネスモデルの特定の機能からの意図的な抽象化に基づいている。ただし、結果が解釈されるときに個々のリスクプロファイルが考慮され、これが BaFin の内部モデルの継続的な監督に組み込まれる。EIOPA は、2019 年 3 月 18 日に、研究の実施方法の概要とその結果を発表した。

損害保険引受リスク比較研究

2018 年に実施された別の比較研究では、損害保険の引受リスクカテゴリのモデル結果を分析した

(損害保険引受リスク比較研究—NLCS)。この種の最初の研究であるため、パイロットと見なすことができる。参加者は、14 カ国からの 35 の保険会社で構成されている。

調査の範囲では、カタストロフィリスクを除外し、4 つのセグメントの分析に焦点を当てている：自動車第三者賠償責任、その他の自動車（ドイツではこれは通常、衝突損害保険）、火災及びその他の財産損害及び一般的な第三者賠償責任。プロジェクトグループは、2016 年 12 月 31 日及び 2017 年 12 月 31 日時点でデータの提出を要求した。このプロセスでは、セグメント間の違いを説明できる背景情報を含めることに特に重点を置いた。NLCS は、保険商品、ポートフォリオミックス（リテール、商業、インダストリアル顧客など）、又は責任限度など、場合によっては大幅に異なるセグメントのモデル結果を比較するという点で、MCRCS と構造が異なる。実質的な情報価値を犠牲にすることなく、MCRCS の研究と同じ方法で特定のポートフォリオから抽象化することはできない。プロジェクトグループは、2019 年半ばまでに調査を完了する。参加者のグループを拡大した将来版も、既に進行中である。

両方の研究は、2018 年に EIOPA が最初に公開した「EIOPA 監督収束計画」の文脈で理解されるべきである。内部モデルはこの計画の優先分野の 1 つである。BaFin はこの作業を積極的に支援する。

5 | 持続可能性(Sustainability)

持続可能性について、BaFin は、2017 年の Annual Report では「環境及び気候のリスク (Environmental and climate risks)」というタイトルで報告していた。

BaFin は、情報、リスク管理及び規制のコアトピックに焦点を当て、これらの問題を扱う初期のサステナビリティプログラムを 2018 年 3 月に決定した。さらに BaFin は、持続可能性の問題に対処する内部のクロスディレクターネットワークも確立した。

BaFin は、欧州委員会での分類法、開示要件、持続可能性のベンチマーク及び保険流通指令 (IDD) 及び MiFID II に基づく流通活動への ESG 選好の組み込みに焦点を当てた多数の立法案について、通常肯定的な見方をしており、比例、分類の詳細レベル、既存の規制との整合性など、詳細には改善の余地があると考えられるものの、特に分類と開示要件を歓迎している、と述べている。

BaFin はまた、2018 年にソルベンシー II の下での定量的問題に関する EIOPA 意見の作成に協力している。2019 年に完了する予定の意見は、特に、持続可能な投資及び保険会社の引受方針に対する既存のインセンティブ又はおそらく見当違いのインセンティブを詳しく調べることを意図している。

さらに、BaFin は、2019 年 5 月 9 日に「持続可能な金融」に関する会議を開催し、高い地位にいる政治家、科学界の代表者、金融業界を招待する、と述べていた。

10 持続可能性

主要な気候、環境、そして社会の変化は、金融会社又は金融市場全体にとって重大なリスクを伴う可能性がある。BaFin は、情報、リスク管理及び規制のコアトピックに焦点を当て、これらの問題を扱う初期のサステナビリティプログラムを 2018 年 3 月に決定した。BaFin は、持続可能性の問題に対処する内部のクロスディレクターネットワークも確立した。

2018年5月に、欧州委員会は、主に分類法、開示要件、持続可能性のベンチマーク、及び保険流通指令 (IDD) 及び MiFID II に基づく流通活動への ESG 選好の組み込みに焦点を当てた多数の立法案を発表した。BaFin は通常、これらの提案に対して肯定的な見方をしている。比例、分類の詳細レベル、既存の規制との整合性など、詳細には改善の余地があると考えられていたにもかかわらず、特に分類と開示要件を歓迎した。

さらに、BaFin は、EIOPA と ESMA が 2019 年 4 月までに対応を必要とした欧州委員会の任務を遂行するのを支援した。それは、持続可能性リスクを保険会社と投資会社の事業組織、事業運営、リスク管理にどのように組み込むべきかという問題を含んでいる。MiFID II に従ってターゲット市場を決定する際には、持続可能性の要因も考慮する必要がある。

BaFin はまた、2018 年にソルベンシー II の下での定量的問題に関する EIOPA 意見の作成に協力した。2019 年に完了する予定の意見は、特に、持続可能な投資及び保険会社の引受方針に対する既存のインセンティブ又はおそらく見当違いのインセンティブを詳しく調べることを意図している。

Network for Greening the Financial System (NGFS) (気候変動に関する金融リスクを検討するための中央銀行・金融当局ネットワーク) の一環として、BaFin は気候リスクと気候変動とエネルギーシステムの変化がマクロ経済と金融の安定性に与える影響に関連するマイクロプルーデンスな問題を扱っている。

2019 年 5 月 9 日に BaFin は、「持続可能な金融」に関する会議を開催し、高い地位にいる政治家、科学界の代表者、金融業界を招待する。イベントに付随して、BaFin Perspectives 出版シリーズの新号が、BaFin の内部及び外部の著者による持続可能性に関する記事を集録し、www.bafin.de で公開される。

6 | 財務会計及び報告 (Financial accounting and reporting)

6-1. IFRS 第 9 号

2018 年、欧州銀行協会 (EBA) は、新しい財務報告基準 IFRS 第 9 号の影響について信用機関を調査し、2018 年 12 月 20 日にリリースされたレポートで結果を公開した。これによると、IFRS 第 9 号適用後の CET1 (Common Equity Tier1 capital) 比率の変化は、平均 51bps 減少し、金融機関の引当金の平均増加率は 9% だった。

6-2. IFRS 第 17 号

IFRS 第 17 号は、国際会計基準審議会 (IASB) が 2017 年 5 月に基準を公開して以来、論議を呼んでいる議論のトピックである、と述べている。

11 財務会計及び報告

IFRS 第 9 号

2018 年、欧州銀行協会 (EBA) は、新しい財務報告基準 IFRS 第 9 号の影響について信用機関を調査し、2018 年 12 月 20 日にリリースされたレポートで結果を公開した。EBA は以前に 2017 年と 2016 年に IFRS 第 9 号の影響評価を実施したが、それらは推定に基づいていた。

2018 年 1 月 1 日に IFRS 第 9 号が発効して以後初めて、分析は監督報告システムの実際のデータ

に基づいていた。データの分析により、2017年の2回目の影響評価で機関が提供した推定値が広く確認された。IFRS第9号の適用後のCET1比率の変化は、平均51bps減少し、金融機関の引当金の平均増加率は9%（前年：▲42bps、+13%）だった。EBAは、新しい基準の適用とその監督上の重要数値への影響について、引き続き分析と報告を計画している。BaFinは、関連するEBAワーキンググループの一部として、これらの追跡調査に関与している。

IFRS 第17号

IFRS第17号は、国際会計基準審議会（IASB）が2017年5月に基準を公開して以来、論議を呼んでいる議論のトピックである。

IASBは、トレーニングと情報資料を提供し、移行リソースグループを設立することにより、実装の承認を獲得し、その実装に対する信頼を確立しようとしている。このグローバルグループのメンバーには、保険会社と監査会社の代表者及び証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際アクチュアリー会（IAA）からのオブザーバーが含まれている。

議論を開始するまでに、IASBは、保険会社が基準を実装しやすくし、投資家やその他の利害関係者とのコミュニケーションを容易にするために、基準に実質的及び技術的な変更を加えるよう促した。IASBは、特定の修正に関する情報を含む文書を2019年半ばに公開する予定である。

さらに、IASBは、IFRS第17号の最初の適用日を2021年1月1日から2022年1月1日に延期することを決定した。これは、また認識と測定における不整合及び矛盾を防ぎ、年次財務諸表において現実にできるだけ近い形で表示が行われるようにするために、IFRS第9号の最初の適用日を延期することを意味している。

3—まとめ

以上、今回は、BaFinの2018年のAnnual Reportの「統合監督（Integrated supervision）」の章に記載されている項目のうち、「1. 英国のEU離脱（Brexit）」、「6. デジタル化（Digitalisation）」、「8. 国際監督（International supervision）」、「9. リスクモデリング（Risk modelling）」、「10. 持続可能性（Sustainability）」及び「11. 財務会計及び報告（Financial accounting and Reporting）」の6つの項目における生命保険監督が関係してくる記述内容について報告した。

次回のレポートでは、第5章「保険会社及び年金基金の監督」の章のうちの「1. 監督の基盤」の中から、保険会社の資本規制等の財務監督に関係する項目を中心に報告する。

以上